

裏面白紙

賠償協議会改組並びに運営調整要領

昭二二六二六
総本生産局、終運賠償部

一、改組要領

(1) 賠償協議会は、中央賠償協議会、地方賠償協議会及都府縣賠償協議会とし、いずれも経済安定本部総裁の監督に属すること

(2) 中央賠償協議会は経済安定本部に、地方賠償協議会は各地方

経済安定事務局とに、都府縣賠償協議会は附表所屬の都府

縣に置くこと

(3) 各賠償協議会は会長、副会長、委員及び幹事をもつて組織す

ること

(4) なお中央賠償協議会には幹事の外幹事長及び幹事補佐を置

くことが出来ること

(5) 各賠償協議会の会長、副会長、委員及び幹事並びに中央賠償

協議会の幹事長及び中央賠償協議会の幹事長は左に掲ぐるも

(6) のとし各賠償協議会会長よりこれを命じ又は委嘱すること

一、中央賠償協議会

総本会長

(1) 総本主務

副長官

連賠償部長

幹事長

副会長

幹事長

三 都府縣賠償協議会

知各都府
事縣

三 地方賠償協議会

安地方
定府
局長

(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
は方と	副知事	北海道	北海道	地方法
出張所	部長	賠償協議会	賠償協議会	局長
局長	又	は	は	事務
又	主務			

三 賠償協議会
局長

裏面白紙

(四) 委員及び幹事は左に掲ぐるものとし、各賠償協議会長よりこれを命じ又は委嘱すること

一 中央賠償協議会

委員

幹事

(1) 関係各廳次官

(1) 関係各廳局部長

(2) 終本 事務局長

(2) 学識経験者

(3) 学識 経験者

二 地方賠償協議会

(1) 関係都道府縣知事 (1) 関係都道府縣主務部長

(2) 当該地方 財務局長 (2) 地方経済安定局主務部長

(3) 同 税 関 長 (3) 当該地方を連絡担当区域とする終連地方

(4) 同 地方商工局長

(4) 事務局主務官

(5) 同 鉄道局長

(5) 同 海運局長 (海運監視部長を含む)

(6) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(7) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(8) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(9) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(10) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(11) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(12) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(13) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(14) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(15) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(16) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(17) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(18) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(19) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(20) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(21) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(22) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(23) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(24) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(25) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(26) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(27) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(28) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(29) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(30) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(31) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(32) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(33) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(34) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(35) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(36) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(37) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(38) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(39) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(40) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

(41) 同 税関部長 (海運監視部長を含む)

裏面白紙

三 都府縣賠償協議会

- (1) 当該都府縣関係部長
- (2) 当該都府縣関係課長
- (3) 当該都府縣関係課長又は
- (4) 同地方商工局関係課長
- (5) 同地方商工局関係課長
- (6) 同地方商工局関係課長
- (7) 同地方商工局関係課長
- (8) 同地方商工局関係課長
- (9) 同地方商工局関係課長
- (10) 同地方商工局関係課長
- (11) 同地方商工局関係課長
- (12) 同地方商工局関係課長
- (13) 同地方商工局関係課長
- (14) 同地方商工局関係課長
- (15) 同地方商工局関係課長
- (16) 同地方商工局関係課長
- (17) 同地方商工局関係課長
- (18) 同地方商工局関係課長
- (19) 同地方商工局関係課長
- (20) 同地方商工局関係課長
- (21) 同地方商工局関係課長
- (22) 同地方商工局関係課長
- (23) 同地方商工局関係課長
- (24) 同地方商工局関係課長
- (25) 同地方商工局関係課長
- (26) 同地方商工局関係課長
- (27) 同地方商工局関係課長
- (28) 同地方商工局関係課長
- (29) 同地方商工局関係課長
- (30) 同地方商工局関係課長
- (31) 同地方商工局関係課長
- (32) 同地方商工局関係課長
- (33) 同地方商工局関係課長
- (34) 同地方商工局関係課長
- (35) 同地方商工局関係課長
- (36) 同地方商工局関係課長
- (37) 同地方商工局関係課長
- (38) 同地方商工局関係課長
- (39) 同地方商工局関係課長
- (40) 同地方商工局関係課長
- (41) 同地方商工局関係課長
- (42) 同地方商工局関係課長
- (43) 同地方商工局関係課長
- (44) 同地方商工局関係課長
- (45) 同地方商工局関係課長
- (46) 同地方商工局関係課長
- (47) 同地方商工局関係課長
- (48) 同地方商工局関係課長
- (49) 同地方商工局関係課長
- (50) 同地方商工局関係課長
- (51) 同地方商工局関係課長
- (52) 同地方商工局関係課長
- (53) 同地方商工局関係課長
- (54) 同地方商工局関係課長
- (55) 同地方商工局関係課長
- (56) 同地方商工局関係課長
- (57) 同地方商工局関係課長
- (58) 同地方商工局関係課長
- (59) 同地方商工局関係課長
- (60) 同地方商工局関係課長
- (61) 同地方商工局関係課長
- (62) 同地方商工局関係課長
- (63) 同地方商工局関係課長
- (64) 同地方商工局関係課長
- (65) 同地方商工局関係課長
- (66) 同地方商工局関係課長
- (67) 同地方商工局関係課長
- (68) 同地方商工局関係課長
- (69) 同地方商工局関係課長
- (70) 同地方商工局関係課長
- (71) 同地方商工局関係課長
- (72) 同地方商工局関係課長
- (73) 同地方商工局関係課長
- (74) 同地方商工局関係課長
- (75) 同地方商工局関係課長
- (76) 同地方商工局関係課長
- (77) 同地方商工局関係課長
- (78) 同地方商工局関係課長
- (79) 同地方商工局関係課長
- (80) 同地方商工局関係課長
- (81) 同地方商工局関係課長
- (82) 同地方商工局関係課長
- (83) 同地方商工局関係課長
- (84) 同地方商工局関係課長
- (85) 同地方商工局関係課長
- (86) 同地方商工局関係課長
- (87) 同地方商工局関係課長
- (88) 同地方商工局関係課長
- (89) 同地方商工局関係課長
- (90) 同地方商工局関係課長
- (91) 同地方商工局関係課長
- (92) 同地方商工局関係課長
- (93) 同地方商工局関係課長
- (94) 同地方商工局関係課長
- (95) 同地方商工局関係課長
- (96) 同地方商工局関係課長
- (97) 同地方商工局関係課長
- (98) 同地方商工局関係課長
- (99) 同地方商工局関係課長
- (100) 同地方商工局関係課長

(5) 中央及び地方賠償協議会に
 中央賠償協議会に幹事補佐を置く場合
 課長及び事務官の中から会長がこれを
 命じ又は委嘱する
 と。

各賠償協議会に事務局を設けることとしその運営は本条一
 賠償業務処理機構の調整に因する件一第一項の趣旨により左
 によることとする
 (1) 中央賠償協議会事務局は経本生産局に、地方賠償協議会事
 務局は地方経済安定局に置くこと
 (2) 中央賠償協議会の事務局長は同協議会の幹事長たる終連賠
 償部長をもつて、地方賠償協議会の事務局長は同協議会の
 副会長たる終連賠償部長又は終連地方事務局長をもつてこれ
 に充てること
 (3) 中央又は地方終連職員の中所委のものは本部長又は、地方
 経済安定局員を兼ねることとする

裏面白紙

裏面白紙

- (1) 運営調整要領
 - 各協議会は第(3)項に列記する夫々の審議事項について審議打合せをするの基礎とすることを期すること
 - 総務処理の基盤の統一を期すること
 - 幹事補佐会等とし、幹事会、官廳側委員会、同幹事会、同幹事補佐会等とし、審議事項に感じ、会長の名をもつて、中央賠償協議会において、会長又はその事務局長たる幹事長が、地方賠償協議会において、その事務局長たる幹事長が、都府県賠償協議会において、議長たる都府県知事か、これを招集すること
- (2) 各協議会において審議する事項は概ね左の通りなること
- (3) 中央賠償協議会
 - 賠償の準備に関する事務一般に関連する事項
 - 賠償の実施に関する政策及び計画の基本に関する事項
 - 賠償の実施に関する各廳事務の総合調整及び推進に関する事項
- (4) 地方賠償協議会
 - 連合國よりの指令事項
 - 中央よりの指示事項
 - 中央において決定せられた基準に基づいて、地方的に協議

裏面白紙

- 決定を要する契約基準（労賃、資材價格等）に関する事項
- 一 撤去作業に関する随意契約の締結及び請負業者又は下請業者の選定
 - 二 関係官廳並びに関係都府縣間の事務処理に關し調整を要すべき事項
 - 三 当該地方における資材の需給調整に關する事項
 - 四 労務対策に關して関係地方内に調整を要する事項
 - 五 輸送に關する事項
 - 六 賠償に關連する賠償に關する事項
 - 七 賠償施設撤去作業協力会の指導に關する事項
 - 八 賠償施設撤去作業の審議を経るを必要と認めたる事項
 - 九 都府縣賠償協議会の審議を経るを必要と認めたる事項
 - 十 連合國側の指令事項
 - 十一 中央よりの指示事項及び当該地方賠償協議会よりの連絡事項
 - 十二 当該都府縣における労務対策に關する事項（労務充足、失業対策等）
 - 十三 撤去作業の直接監督指導等に關する事項
 - 十四 撤去作業に關する随意契約の締結及び請負業者又は下請業者の選定

裏面白紙

業者の選定並びに右に關する地方協議会への意見提出に
 關する事項
 六 中央及び地方所管官廳より指示せられ又は勞務者に対し
 る生活必需物資の確保配給等地方公共団体の所管に屬す
 る資材に關する事項
 七 その他協議会の審議を経るを適當と認める事項
 (4) 中央賠償協議会において決定を見たる基本的事項について
 同協議会事務局長より、会長の名をもつて、關係各省に通報
 し、關係各省は夫々その地方出先に通知し、關係各省に通報
 する事項に關し、中央賠償協議会事務局長は、當該地方各府縣知事に対し
 たる各地方賠償協議会事務局長は、當該地方各府縣知事に対し
 周知方取計らうこと
 (5) 各賠償協議会における該事の處理については別途前各号の外
 所要の規程を含む通官規程を設けることとする
 (6) 各賠償協議会における委員及び幹事等の手当、会議費、旅費
 その他所要の経費は、經濟安定本部より中央及び地方賠償協議
 会事務局長並びに都府縣賠償協議会事務局長の副会長たる終連地方事務
 局長又は出張所長に交付のものとすること
 右に關し、中央賠償協議会事務局長は各協議会毎の所要経費
 予算を取纏め、經濟安定本部に通報すること

付表

一 東北地方
宮城縣
福島縣

二

東海北陸地方
愛知縣
岐阜縣
三重縣
富山縣
石川縣

三

中國地方
廣島縣
山口縣
岡山縣

六

三

關東信越地方
東京都
神奈川縣
千葉縣
埼玉縣
群馬縣
長野縣
新潟縣

四

近畿地方
大阪府
京都府
兵庫縣

六

九州地方
福岡縣
長崎縣
大分縣
熊本縣

裏面白紙

裏面白紙

賠償業務の処理機構に関する件

(昭和二一、九六) 閣議決定

賠償業務の一元化を計りその事務の最高司令部との連絡及びその実施業務の連絡を一元化するに關する連合國最高司令部に對する關係

- 1 中央機關に於て賠償業務を一元的に管掌することとし且つ賠償事務に關する各省業務の連絡調整をなすこと
- 2 賠償業務の連絡調整をなすこととし且つ賠償事務に關する各省業務の連絡調整をなすこと
- 3 賠償業務の連絡調整をなすこととし且つ賠償事務に關する各省業務の連絡調整をなすこと
- 4 賠償業務の連絡調整をなすこととし且つ賠償事務に關する各省業務の連絡調整をなすこと

地方官の責任に於いて賠償業務の重要地方には處理部一を設け地方長

三

<p>3 機、各地方の協力を得て現場処理の責任を担当する。</p>	<p>2 施を担当し、各省は終戦連絡事務局の責任を担当する。</p>	<p>1 業務に終戦連絡中央事務局は賠償実施業務の所管を担当する。</p>
-----------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

業

<p>2 地方官に所屬せしめ又は</p>	<p>業務に兼せしめらるる。</p>	<p>2 地方官に所屬せしめ又は</p>
----------------------	--------------------	----------------------

裏面白紙

裏面白紙

別紙(3) 賠償協議会の運営に関する件

昭和二二四二六
閣議決定

行政事務局及び都道府県より賠償協議会委員、幹事等の選定、地方
逐次まとまりあること並びに賠償実施段階の遠からず到来すべき
こと等を勘案し、この際現在まで準備を進めて来た賠償関係機関
の運営を能う限り速に軌道に乗せることが緊要と思われ、
不取敢左記の措置を講ずることとする。

一 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと

(1) 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
を了え、民間関係者の資力審査等の事情を調査したる上速に人選
を了え、民間関係者の資力審査等の事情を調査したる上速に人選
(2) 都道府県長官より賠償協議会について地方行政事務局及び
より委嘱する措置を採ること。一括整理取りまとめの上外務大臣
に照会及び地方軍政部長における賠償協議会会長の下に事務局を組織
すること

二 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと

(1) 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
を了え、民間関係者の資力審査等の事情を調査したる上速に人選
を了え、民間関係者の資力審査等の事情を調査したる上速に人選
(2) 都道府県長官より賠償協議会について地方行政事務局及び
より委嘱する措置を採ること。一括整理取りまとめの上外務大臣
に照会及び地方軍政部長における賠償協議会会長の下に事務局を組織
すること

三 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと

(1) 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
を了え、民間関係者の資力審査等の事情を調査したる上速に人選
を了え、民間関係者の資力審査等の事情を調査したる上速に人選
(2) 都道府県長官より賠償協議会について地方行政事務局及び
より委嘱する措置を採ること。一括整理取りまとめの上外務大臣
に照会及び地方軍政部長における賠償協議会会長の下に事務局を組織
すること

裏面白紙

(2) 軍務局の組織は事実上のものとすも司令部には適宜の方
 法をもつてその構成の大綱を通報することとしな
 要すれば
 將來適當なる時機に官制化の措置を考慮すること
 中央賠償協議会の事務局長は終連賠償部、事務局長は終連賠償
 部長とし現在の構成を變更することなく司令部の事務管掌
 部に照らし且つ能率的に先方の各級の指示を処理し得
 るよう内部関係官をもつて管理保全、調書、査定、業務計画
 作業及び連絡等の班を組織すること
 なお必要に應じ外部関係官の参加を求め得ることとし要す
 れば關係各省係官の所要の人員につき終連の職員を兼ねし
 地方行政事務局長及び都道府縣においてもほば前号の中央にお
 (4) とける措置に準じ長官官房又は適當なる假所に事務局を置くこ
 副会長たる終戦連絡地方事務局長に地方賠償協議会の
 昭和二一、二、七関係各省打合決定事項「地方及び都道府
 縣賠償協議会組織及び運営要領」(別紙甲号)につき關係の了
 解を取付けること(添附略一)別紙甲号)につき關係の了
 地方制度改革に伴う地方賠償協議会等の措置については別紙乙

号によること
本案「賠償協議会」の運営に關する件に關連する予算措置につ
いては別途案を作成し速に關係方面と協議すること

裏面白紙

別紙乙号

地方制度改革に伴う地方賠償協議会の措置に関する件

昭二二、三、二八
関係各省打合決定事項
賠償協議会の改革に伴い地方行政事務局長が臨止された場合の地方賠償協議会の処置については、賠償事務の性質、地方軍政部隊並

こととする。

一 地方賠償協議会は地方行政事務局長に後任の中央又は地方終

二 連事務局長に置くこととする。

三 地方賠償協議会の会長は地方行政事務局長の臨官後は当分空

四 地位とし副会長は同僚の職員に充て、同僚職員は同僚職員に充て、

五 局長の職務に引継ぐこととし、外務省において右に伴う所要の予算

六 指費を賚ることとし、

七 将来地方自治法に基いて都道府縣の協議会が設置された場合の

八 措置については別途考慮すること

九 措置については別途考慮すること

十 措置については別途考慮すること

十一 措置については別途考慮すること

十二 措置については別途考慮すること

十三 措置については別途考慮すること

十四 措置については別途考慮すること

十五 措置については別途考慮すること

十六 措置については別途考慮すること

十七 措置については別途考慮すること

十八 措置については別途考慮すること

十九 措置については別途考慮すること

二十 措置については別途考慮すること

二十一 措置については別途考慮すること

二十二 措置については別途考慮すること

二十三 措置については別途考慮すること

二十四 措置については別途考慮すること

二十五 措置については別途考慮すること

二十六 措置については別途考慮すること

二十七 措置については別途考慮すること

二十八 措置については別途考慮すること

二十九 措置については別途考慮すること

三十 措置については別途考慮すること

三十一 措置については別途考慮すること

三十二 措置については別途考慮すること

裏面白紙